

建設業法施行令の改正に伴う技術者の取扱いについて

令和4年12月

令和5年1月1日に「建設業法施行令の一部を改正する政令」が施行されます。これに伴い、四日市市発注工事における技術者の取扱いについては以下のとおりとします。

1. 技術者を専任で配置しなければならない金額について

主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負金額については、下表のとおりとします。

	現行	改正後
建築一式工事以外	3,500万円以上	4,000万円以上
建築一式工事	7,000万円以上	8,000万円以上

2. 営業所の専任技術者が工事の技術者を兼務できない金額について

営業所の専任技術者が工事の主任（監理）技術者を兼務できない金額（予定価格）については、下表のとおりとします。なお、予定価格が下表の金額未満の工事にあつては、1件に限って、営業所の専任技術者が工事請負約款に規定する現場代理人を兼ねることができます。

	現行	改正後
建築一式工事以外	3,500万円以上	4,000万円以上
建築一式工事	7,000万円以上	8,000万円以上

※予定価格が上表の工事については、本市と工事請負契約を締結する際に、建設業の許可申請時に提出する「専任技術者一覧表」の写し又は「専任技術者証明書（新規・変更）」の副本の写し（最新のもの）を調達契約課（上下水道局総務課、市立四日市病院総務課）へ提出してください。

3. 監理技術者（特例監理技術者）の配置について

監理技術者の配置を要する下請契約の総額については、下表のとおりとします。

	現行	改正後
建築一式工事以外	4,000万円以上	4,500万円以上
建築一式工事	6,000万円以上	7,000万円以上

4. 適用日

令和5年1月1日から適用します。

※請負契約の時点にかかわらず、同日以降はすべての工事について改正後の金額要件が適用されることとなります。